

12月定例会は、11月27日から12月13日までの会期で開催しました。

市長から一般会計・各特別会計補正予算や条例改正、指定管理者の指定などの議案が提案され、いずれも原案どおり承認・可決・同意しました。

予算審査（一般会計補正予算）

一般会計補正予算（第6号） **可決**

各分科会で補正予算を審査し、一般会計に10億3372万3千円を追加する補正予算を原案のとおり可決しました。補正予算の事業等は、以下のとおりです。
※【】内の金額は補正額（千円未満切り捨て）

◆民生費【5億6763万円】

- ・生活保護費
- ・身体障がい者補装具給付事業
- ・障害者自立支援給付事業
- ・障害児支援給付事業
- ・社会福祉施設整備事業（補助）

◆衛生費【3753万円】

- ・こども予防接種事業

◆農林水産業費【4024万円】

- ・農地中間管理事業
- ・中山間地農業推進対策事業
- ・県補助農業振興事業
- ・荒廃森林整備事業

◆教育費【1億1600万円】

- ・小学校長寿命化改修事業
- ・中学校長寿命化改修事業

◆災害復旧費【2億7230万円】

- ・令和6年7月大雨災害（公共土木災害・単独）
- ・令和6年7月大雨災害（公共土木災害・補助）
- ・令和6年7月大雨災害（林道施設災害・単独）
- ・令和6年7月大雨災害（林道施設災害・補助）
- ・令和5年7月豪雨災害（林道施設災害・補助）
- ・令和6年7月大雨災害（農地農業用施設災害・単独）
- ・令和6年7月大雨災害（農地農業用施設災害・補助）

12月 定例会

こども予防接種事業

補正額：3753万円

キャッチアップ対象者の子宮頸がん（HPV）ワクチン接種の公費負担が最終年度であり、駆け込み需要等で接種回数が大幅に伸びている。接種委託料の不足が見込まれることから事業費を補正する。

分科会での質問

問 キャッチアップ対象者の子宮頸がん（HPV）ワクチン接種の公費負担は令和7年3月末までであり、3回接種ができない場合、個人負担となるのか。

答 希望者が急増したためワクチン供給が不足していることから、今年度中に1回でも接種しておけば、来年度1年間は公費負担で接種できるよう経過措置が検討されている。



県補助農業振興事業

補正額：1000万円

園芸品目の生産施設整備や省力機械等の導入を支援し、労働力の低減や生産性を向上することで、農業経営の安定を図る事業。今回の補正は、本事業で導入した製茶加工用機械の一部を処分することで返還金が生じるため補正する。

分科会での質問

問 なぜ年度途中に返還金が生じたのか。

答 過去に補助を受け、製茶機械を導入していた事業者が、来年4月から市内の事業者と事業提携することが決まり、自社工場を廃止し機械を撤去されることとなった。これを受け、本事業により導入され、かつ耐用年数が残る機械について財産処分の申請手続きを行い、県の承認を受けたための返還金である。



条例の改正

八女市税条例等の一部を改正する条例の制定について

可決

未納分の催促手数料の納付書を送付する場合、郵便代、封筒代、納付書印刷代、銀行振込手数料を含めて数百円の費用を要している。また、県内の半数以上の自治体が既に督促手数料を廃止している等の理由により経費及び事務負担の軽減の観点からも督促手数料を廃止し、関係条例の改正を行うものである。

請願の審査結果

あらゆるハラスメントの防止を求める条例制定を求める請願

不採択

1. 請願要旨

近年、自治体や議会におけるハラスメント行為が大きな問題となっている中、ハラスメントは人権問題であるとの認識にたち、対市民を含めた「あらゆるハラスメント」の防止を求める「条例」の制定を求めるもの。

2. 議会での経過

ハラスメントに関する実態や法制上の枠組み、制度設計を含め、慎重に調査・研究すべきであることから令和6年3月、6月、9月議会で「継続審査」としていました。

3. 12月議会までの審査の手順

- ① 請願者からの説明
- ② 執行部に対するヒアリング
- ③ 近隣市町村の取り組み調査
- ④ 県議会主催のハラスメント研修への参加
- ⑤ 筑紫野市議会のハラスメント防止条例の視察

4. 採決結果／総務文教常任委員会

総務文教常任委員会での採決の結果、賛成少数で不採択と決定しました。

5. 審査結果の理由／総務文教常任委員会

パワハラ、セクハラ、マタハラ以外にも、モラハラ、ハラハラなど次々に新しい種類のハラスメントが登場し、定義づけが困難である。また、子どもから高齢者、男性、女性、大企業、中小企業、家庭など、あらゆる対象者、あらゆる立場などを対象とする条例化は難しい。

6. 委員会の共通認識／総務文教常任委員会

審査の中では、ハラスメントは絶対にあってはいけないし、許してはいけない。ハラスメントの防止に関する条例の制定は必要である。

7. 本会議での審査結果報告

総務文教常任委員会の委員長が審査結果を本会議で報告しました。以下、本会議での報告。

請願の意向を十分に理解しましたが、あらゆる種類のハラスメントやあらゆる対象者・立場を考慮した具体的な条例の制定は現実的に難しいため、委員会での採決結果は不採択となりました。

8. 採決結果／本会議

総務文教常任委員会の委員長からの報告後、質疑や反対討論が行われました。本会議での採決の結果、賛成少数で不採択と決定しました。

9. 本会議での採決結果を受けて

本会議での採決の結果、不採択に決したので改めて、総務文教常任委員会からは行政が関与できる範囲で、議会としてできることからハラスメント防止条例策定に向けた議論をする場を要望しました。

用語解説

パワハラ：職場において職権や地位を利用して業務の適正な範囲を超えた行為による嫌がらせやいじめ。

セクハラ：性的な言動や行為によって他人を不快にさせる行為。

マタハラ：妊娠・出産を理由に職場で嫌がらせや不当な扱いを受けること。

モラハラ：言葉や態度で精神的に相手を傷つける嫌がらせやいじめのこと。

ハラハラ：正当な行為に対して「ハラスメントだ」と主張する嫌がらせ行為。

